

燕市告示第 179 号

燕市吉田産業会館の使用料の徴収事務を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき委託したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

燕市長 鈴木 力

1 受託者住所

新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地

2 受託者氏名

環境をサポートする株式会社きらめき

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで